

空家等の適切な管理を

お願いします！

～空家等の適正管理及び有効活用に関する条例が公布されました。～
(平成28年4月1日から施行)

空家等の所有者や管理者の責務として、空家等の適切な管理に努めることや、管理不全が原因で周囲に著しい影響を及ぼしている特定空家等に対しては、町が「助言」や「指導」、「勧告」、「命令」等を行うことができることが定められています。

空家等を所有又は管理されている方は、周辺の環境に悪影響を及ぼす空家等とならないよう、適切に管理していただくようお願いします。



空家等とは

常に誰も住んでいない住宅などのほか、それに付随する物置などの工作物やその敷地も含まれます。

特定空家等とは

次のような状態の空家等をいいます。

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われなにより、著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



「特定空家等」のまま放置すると、周辺住民に大きな不安や迷惑を与えることになりますので適切に管理しましょう！

特定空家等に該当する状態にしないために

- ・建物や門扉を施錠し、定期的に建物の確認や敷地内の雑草除去、樹木剪定をお願いします。
- ・家は人が住まなくなると傷みが激しくなります。定期的に窓を開けて風を通したり、雨漏りなどを点検してください。

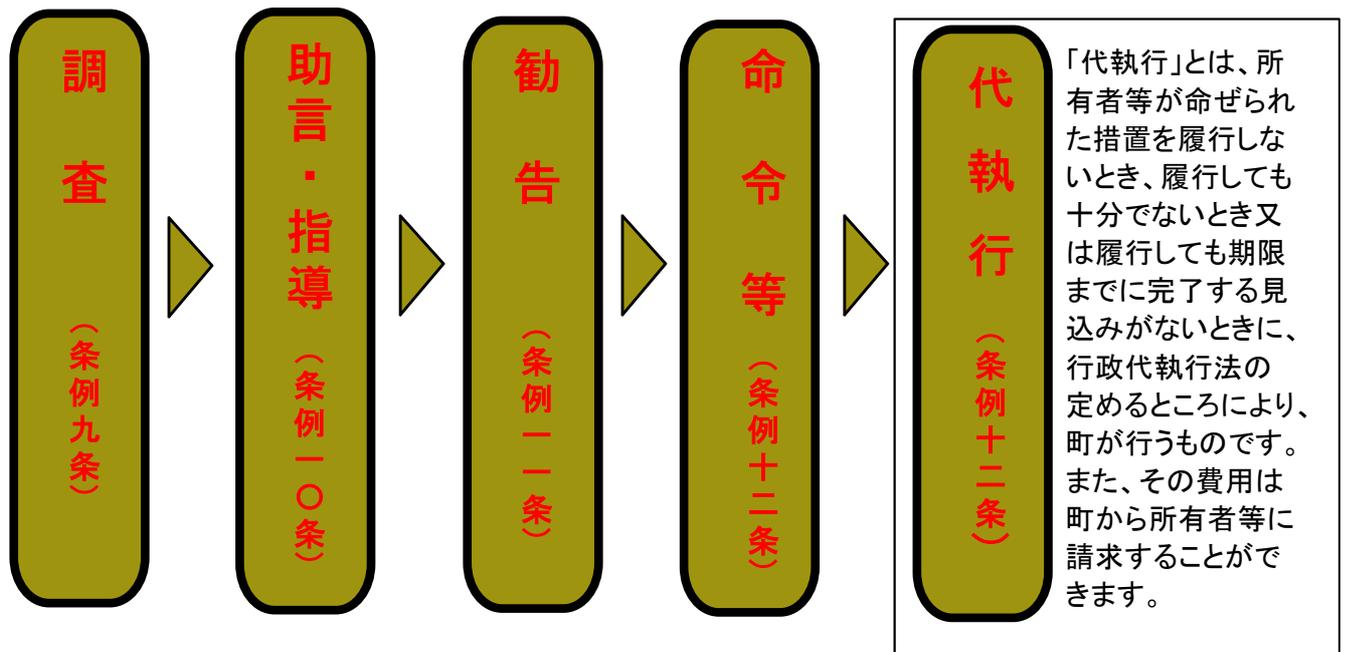
所有者等の責任

空家等は個人の財産ですので、所有者等は適切に管理する責任があります。もし、建物の倒壊や建築部材の飛散、落下などにより、近隣の家屋や通行人などに被害を及ぼした場合、その建物の所有者等に損害賠償などの管理責任を問われることもあります。

町では

特定空家等であり、除却、修繕等周辺の生活環境の保全を図ることが必要であると認められた場合は、所有者等に対して、条例に基づく助言や指導を行い、改善が進まないときは、勧告や命令を行う場合があります。

条例による対応手順



条例16条による緊急安全措置とは、上記の手順にかかわらず、空家等の倒壊等により、人の生命などに重大な損害を及ぼす等危険な状態が切迫していると認められるときは、その危険な状態を回避するために必要最小限の措置を講ずるものです。また、その費用は所有者等に請求することができます。

勧告・命令を受けると

- ・勧告を受けた場合には、固定資産税等の住宅用地の特例(軽減)から除外されます。
- ・「空き家等対策の促進に関する特別措置法」に基づき、命令に違反した場合には、50万円以下、立入調査を拒み、妨げ又は忌避した場合は20万円以下の過料を科されます。

お問い合わせは

中之条町 建設課

TEL 0279-75-8847